

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
の場合は、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(地方課)

町の区域の変更(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(保険課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

## 告 示

鳥取県告示第八百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、鳥取市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認

した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成二年八月二十四日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二〇六の地先

三七、七〇七・八二平方メートル

鳥取県告示第八百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名

同上の区域(平成二年八月二十四日現在の地番による。)

賀露町

賀露町の全域  
鳥取市賀露町字西浜一七五七の二〇六の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第八百七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高橋 るみ	鳥国薬第七六一号	平成二年九月十三日
西脇 晶子	鳥国薬第七六二号	〃
徳吉 公司	鳥国薬第七六四号	平成二年九月二十一日

鳥取県告示第八百七十六号

八東町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業新興寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十一月五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業高野二地区区画整理）を平成二年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業板井原地区区画整理）を平成二年十月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次